

離婚後にお子さんを自分の戸籍へ入籍させるためには

離婚のときにお子さんの親権者を決めただけでは、お子さんの戸籍に異動はありません。家庭裁判所の許可を得たうえで、「入籍届」を市町村へ提出していただく必要があります。離婚後の母(父)の氏が婚姻中の氏と同じであっても、お子さんが離婚後の母(父)の戸籍に入籍するためには、この手続きが必要です。

手続きの流れ

1、家庭裁判所に「子の氏の変更許可申立て」を行う

必要な書類

申立書(家庭裁判所にあります)

お子さん一人につき収入印紙800円、切手82円

※収入印紙は郵便局や合同庁舎等で購入できます

お子さんの戸籍謄本(離婚後から申立て時まですべてのもの)

これから入籍しようとする親の戸籍謄本(離婚後から申立て時まですべてのもの)

印鑑

2、市区町村へ「入籍届」を提出

必要な書類

お子さん一人につき入籍届1通

家庭裁判所が発行する「子の氏の変更許可審判書謄本」

戸籍謄本(本籍地の場合は省略可)

印鑑

お問い合わせ先

・湯川村役場戸籍担当

電話番号0241-27-8810

・福島家庭裁判所会津若松支部書記官室(家事係) 電話番号0242-26-5831